

第8章 整備

1 整備の現状と検討項目

史跡整備は、史跡の本質的価値を守りながら、誰にとっても史跡の価値がわかりやすく伝えられ、その魅力を感じられる史跡の活用に資する姿を目指すことが望ましい。史跡の本質的価値（第4章）を確実に未来に継承し（第6章）、より魅力的なものへ高めるため（第7章）には、史跡をその周辺環境や史跡を支える人や情報なども含めて整備する必要がある。現在、史跡指定地の一部は下野谷遺跡公園として整備されており、その他の部分は未整備地と道路、集会所等である。

【現状】

- ・平成19年度に下野谷遺跡公園を開園している。
- ・平成27年度に公園の東西の土地を取得し、開放している。
- ・生活空間、都立東伏見公園、石神井川沿い歩道と一体的な利用がなされている。
- ・都心からアクセスが良い（新宿から鉄道で約30分の距離にある縄文遺跡）。

【検討項目】

○価値や魅力を広げ、未来に継承する活用に関するもの

- ・遺跡に関する解説等の情報を充実し、理解を深められる表示が必要である。
- ・発掘調査成果にもとづく復元模型や遺構表示などにより、当時の様子をわかりやすく示す設備を検討する。
- ・縄文集落の立地や植生などから当時の環境を感じることができる整備を検討する。
- ・史跡近辺に出土品等を見学できる施設が必要である。

○「集い」「結び」「広げる」活用に関するもの

- ・史跡の現況が公園、遺跡用地、市道等となっているため、一体的に整備して活用することが望まれる。
- ・バリアフリー対応や日陰・ベンチの設置などにより、多くの人々が利用できる整備が必要である。
- ・活動や連携の拠点となる施設や体制の整備を検討する。
- ・駐車場等の設備の整備を検討する。

○調査・研究の推進に関するもの

- ・調査・研究に必要な施設の設置を検討する。

○その他、整備に関するもの

- ・保護を進める西集落の約半分が民有地であり、地権者の理解を得るよう努めるとともに、西集落全域の保存及び効果的な活用・整備に向けて公有地化を進める必要がある。
- ・史跡は住宅地の中にあるため、住民の日常生活に十分に配慮して整備を進める必要がある。

2 整備の方向性

史跡内の整備に当たっては、下野谷遺跡の価値と魅力をわかりやすく広げるため、縄文時代のムラや、そこでの生活・文化・知恵を「体感」「体験」「体得」することができる遺跡を主体とした史跡整備を行い、第7章に掲げた活用に資するものとする。

史跡指定地外の整備では、街の他の要素と一体化させ、史跡の価値を複合的に高めることが望ましい。練馬区立武蔵関公園や都立東伏見公園、東伏見稲荷神社、早稲田大学、駅前商店街などを結び、自然を感じるスポット、歴史を感じるスポット、憩いと健康スポット、情報発信スポットなどそれぞれの特色を活かした魅力ある場を作り、相互に連携を図ることが求められる。

そのための方向性を以下に述べる。

(1) 史跡の本質的価値を伝える整備の姿

① 埋蔵文化財の保護を優先した整備

史跡に包蔵されている遺構や遺物などの埋蔵文化財を保存することを第一義として史跡整備を行うため、遺構の表示等に当たっては遺構を損なうことがないように盛土等の保護策を講じる必要がある。

② 遺跡の立地、縄文的な景観を「体感」する整備

「水とみどり」に恵まれた縄文的な景観と、水場を望む高台という縄文集落の典型的な立地とを保護し、魅力的に見せる整備を行うとともに、遺跡の大きさや内容を示す説明板や復元模型、遺構表示などにより、東集落を含めた下野谷遺跡が全体的に理解できる設備等の設置を検討する。

③ ムラでの暮らしを「体験」する整備

下野谷遺跡の理解を深めるため、土器づくり、糸づくり等の体験学習などの活動ができるようにするとともに、景観を復元する植栽には縄文時代の有用植物を植え、体験学習の道具や食の材料にするなど、縄文時代のムラの暮らしを体験できる場の整備を検討する。

④ みんなで育て、縄文の知恵を「体得」する整備

調査や活用事業を市民や市民活動団体等と共に進めてきたように、整備に際しても検討段階から市民参加により進め、市民とともに史跡の魅力を具現化する。また、常に人々の集える場とし、世代を超えた交流などが生まれる場とできるよう検討する。体験学習や普及事業の中で縄文時代の知恵とともに現代に伝わる知恵も体得し、未来に繋げていくことが望ましい。

人々が安心して集い語らうことのできる便益施設、日陰となるような木陰やベンチ、またバリアフリーに配慮した設備の整備を検討する。

(2) 段階的で面的な整備

史跡下野谷遺跡の本質的価値は、縄文時代中期の安定した集落が全域保存されている点にある。その価値を継承するためには、縄文人が安心して暮らし、いつまでも住みたいと思った場所を保存し、現代も人々が集う公共の場として整備し、活用に資することが望ましい。そのためには、地域住民や土地所有者の方々から保護への理解を得て、整備を進める必要がある。

これには長期的な展望が必要となることから、整備は段階的に行う必要がある。第一段階では、現状で面的な整備が可能な、現在の下野谷遺跡公園とその両隣の土地を一体的に取り扱い、史跡の保存と効果的な活用とを目的とした、史跡としての整備を進めることが望ましい。

一方、現在の遺跡公園から離れた史跡指定地に関しては、史跡指定地として保護を第一義として維持管理を行うとともに、周知看板や植栽により史跡指定地であることを明示し、保護について地域の理解を得ることが重要である。

(3) 住民生活に配慮した整備

史跡は都市部の住宅街に位置することから、周辺住民の生活環境や安全性、利便性に十分配慮する必要がある。史跡が住民生活と共存でき、史跡によってより豊かな住環境が整うような整備を行う必要がある。

(4) 歴史・文化を活かしたまちづくりに資する整備

史跡周辺の様々な文化財を、史跡と相互に関連のある一定のまとまりとして捉えるとともに、周辺の自然環境等を地域の歴史文化を伝える要素として、文化財と一体となった価値をなすものと捉え、歴史文化を活かしたまちづくりに資する整備を行うことが重要である。

(5) 新たな保存・活用拠点の設置検討

① 市民の意識啓発

現在、郷土資料室では、資料の収集や保管・展示、教育普及等の活動を通して、本市の歴史や文化等について、誰もが幅広く理解できるように支援している。常設展示では、国史跡となった下野谷遺跡の発掘調査により出土した埋蔵文化財をはじめとした収蔵資料を十分活用し、本市の歴史文化に関する展示を行い、より多くの市民や子どもの文化財に関する興味を喚起し、理解を深め、意識啓発を図ることとしている。

今後は、次の②で示すような施設の設置を検討することが必要であるが、当面は既存の郷土資料室の充実を図り、市の歴史文化に対する市民の理解を深め、史跡保護への意識啓発を継続して行っていくことが望まれる。

② 総合的で専門的な拠点の設置

史跡の価値や魅力をわかりやすく示し、理解を深めていくためには、史跡現地での「体感」「体験」「体得」と併せて、縄文時代や下野谷遺跡に関する解説や実際の出土品の展示などを行うことが必要である。このことから、史跡の面的な整備のほか、史跡の近隣に遺跡の解説や出土品を展示する施設の設置について検討を進める。

なお、「西東京市文化財保存・活用計画」では、下野谷遺跡を市の文化財の保存・活用のモデル的な位置付けとして重点的に取り組むこととしており、下野谷遺跡の周知や理解の促進をとおして市内の文化財の保存・活用に繋げていくことが求められている。

このことから、施設の検討に当たっては、同計画の施策の方向で位置付けている新たな保存・活用拠点としての地域博物館や、市が保有する文化財、民俗資料等の保管場所の確保のための収蔵施設について、併せて設置の検討を進める。

(6) 関係する庁内部署・行政機関・各種団体との連携

学校教育や生涯学習に加えて、地域の魅力として史跡を活用した取組を進めるために、関連する組織や機関、団体との調整・連携が必要である。

特に整備に関しては石神井川との関係性を考慮した周辺環境一帯の景観を含め、一体的な整備や活用を進めることが重要であり、庁内の関係部署、国・東京都と調整・連携を密に図る必要がある。

(7) 史跡が結ぶネットワークの整備

史跡のハード面の整備とともに、遺跡、人、情報などをつなぐネットワークの構築といったソフト面の整備も進めていく。

周辺地域の自治会、商店会との連携やボランティア、遺跡保護を応援する団体の育成と支援、大学などの研究機関等や他の縄文遺跡等との研究・活用の連携等、史跡が結ぶ幅広いネットワークを整備する。

3 整備の方法

整備に当たっては、整備の現状や方向性を踏まえ、西集落全域の整備を長期的な視野に置き、追加指定及び公有地化を並行しながら、段階的に進めていく必要がある。

短期的には、既存の下野谷遺跡公園を含む史跡指定地の一体的な史跡整備を進める必要があり、具体的には、史跡指定地内の整備と、地域博物館の設置などの史跡指定地外の整備に分けて検討する必要がある。

(1) 史跡指定地の整備

① 長期的な整備のイメージ(案)

長期的には、西集落の全域を一体的に整備し、環状集落と自然と共生する縄文的な景観が体感・体験できるようにすることが望ましく、整備地のゾーニングは以下のとおりに考えられる。

ア) 遺構復元エリア<集落復元エリア> (史跡内)

遺構の各種復元表示、史跡標柱、解説用工作物、案内板、説明板、
体験広場、いこいの広場 など

イ) バッファゾーン<史跡指定地と住宅地など周辺地との緩衝地帯> (史跡内・外)

植栽による縄文景観のイメージゾーン など

ウ) 便益ゾーン (史跡外)

展示・ガイダンス機能をもつ施設、駐車場、多目的広場 など

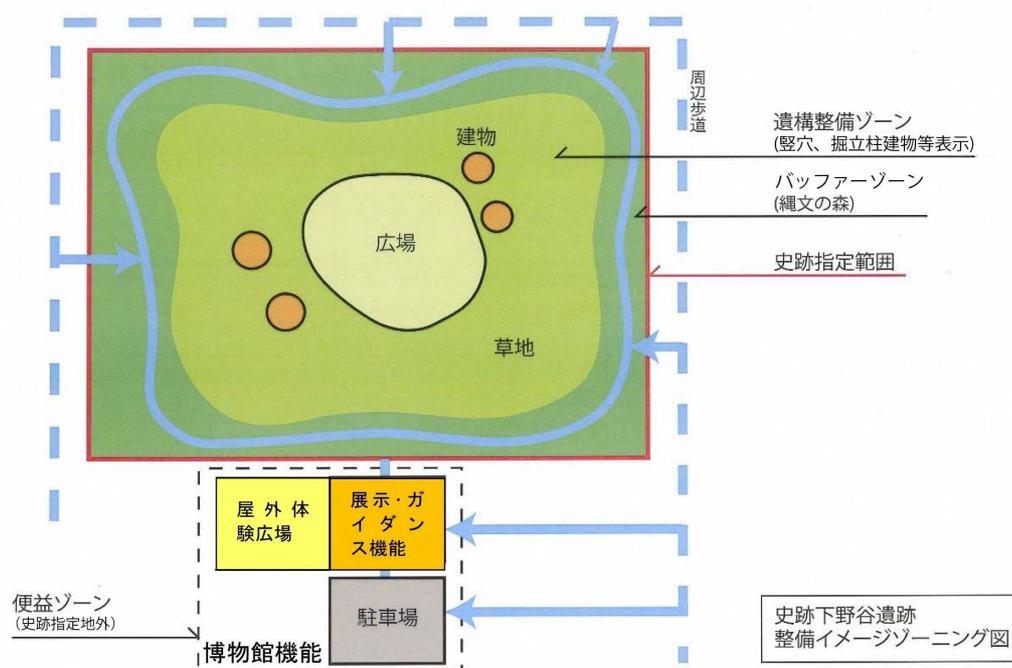


図 36 長期的な整備のイメージ (案)

② 短期的な整備のイメージ（案）

①の長期的な整備イメージを踏まえ、短期的には公有地となっている部分を一体的に整備し、環状集落と自然が共生する縄文的な景観が体感できるようにすることが望ましい。

また、ムラでの暮らしを体験し、縄文の知恵を体得する活用に資する整備を行う。そのため整備地のゾーニングイメージは、図 37 に示すように、環状集落を構成する主要素である竪穴住居、掘立柱建物、墓やその配置を示す造形物等の設置を含む遺跡整備ゾーンと多目的広場等を含む縄文体験ゾーンの両者を配置する。また、敷地内には縄文的な植栽を行う。このことで短期的な整備においても、史跡の本質的価値が伝わる「体感」「体験」「体得」ができるようにする。

また、人々が訪れ、安心して過ごすことができ、くつろぎながら史跡について感じ、学ぶことを可能にする環境整備や説明板の設置等を行い、第 7 章に掲げた活用の 4 本の柱に資する史跡ならではの整備を行う。

さらに整備においては、整備地に隣接し住宅地が広がることから、周辺住民の生活に特に配慮し、生活環境の向上や生活の利便性にも資するものとする。

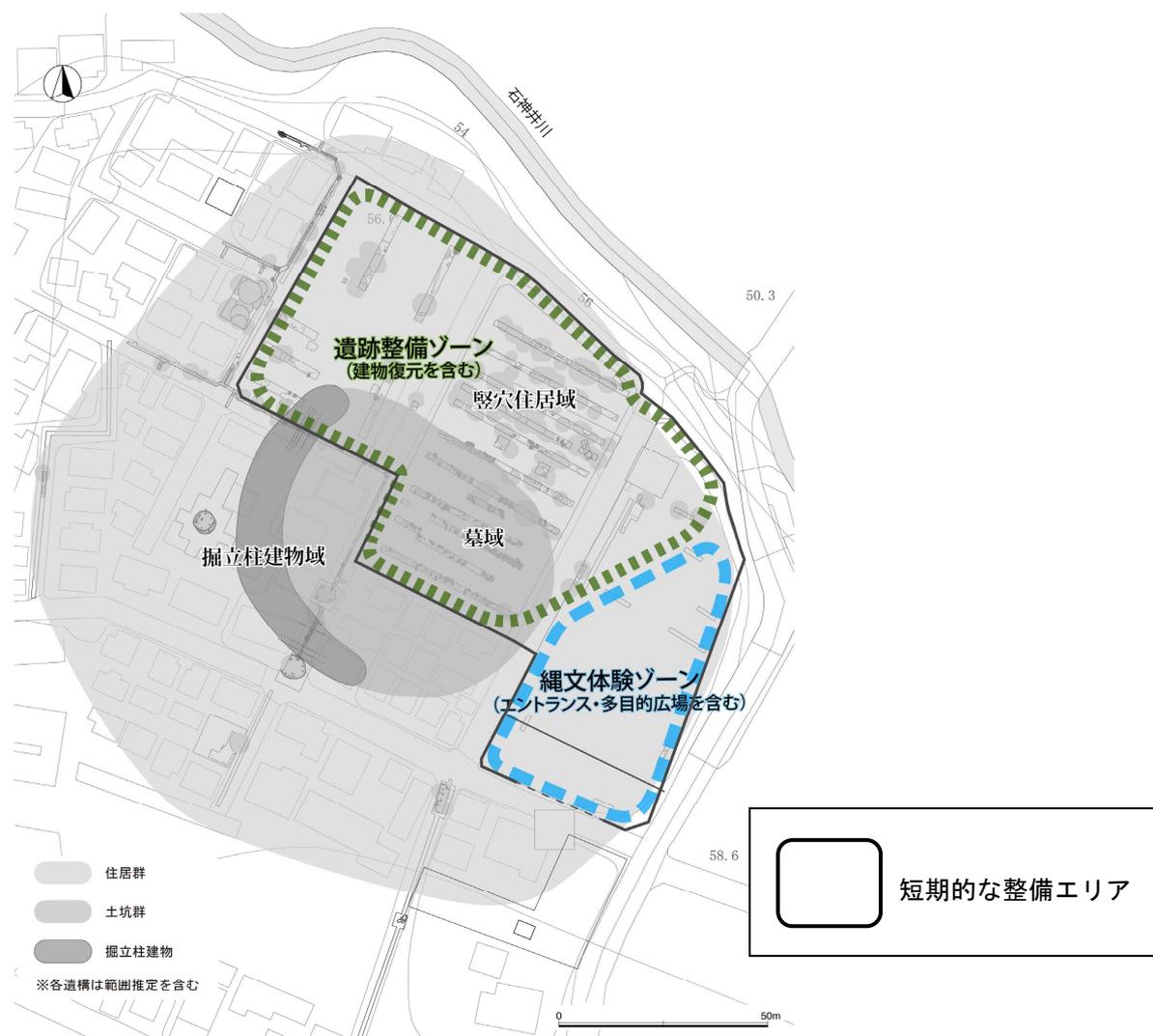


図 37 短期ゾーニングイメージ図（案）

(2) 整備内容の例

下野谷遺跡の現地で理解を深めるため、発掘調査や研究の成果をもとに、遺構の密度の濃さを遺構の表面表示や立体復元で示すほか、ARやVRの技術を用いるなど、当時の様子をわかりやすく表現する設備の設置を検討する必要がある。

整備内容の例として、以下のものがあげられる。

①地形の復元

- ・発掘調査の成果を用いて地形を復元的に整備する。
- ・遺跡の成り立つ自然環境を活かした整備を行う。
- ・VR画像などを用いて、地形や周囲の状況を疑似体験できる整備を行う。

②植生復元

- ・分析結果をもとにしながら、現在の自然環境にも適した縄文時代の植生を復元する。
- ・植生復元に際し、樹根が地下遺構を傷めないよう遺構保護に留意する必要がある。
- ・樹木等の植栽配置については、当時の景観を醸し出すことに留意するとともに、史跡境界に隣接する住宅等に対し、景観上及び防犯上の配慮を十分行う必要がある。

③遺構の表示

- ・西集落の調査で検出された遺構（竪穴住居、掘立柱建物や墓と考えられる土坑）の検出位置の上部に保護盛土を行った上での平面的若しくは立体的な原寸大の遺構表示を行う。
- ・ARの技術を用いた遺構復元を検討する。

④体験広場の設置

- ・史跡指定地の一部は土器焼き等の体験ができる広場として整備し、普及啓発に活用する。
- ・体験学習に用いる素材となる植物を史跡内に植栽し、活用する。

(3) 地域博物館等の設置検討

本計画の上位計画である、西東京市文化財保存・活用計画では、施策のひとつに「文化財の保護環境の充実」を掲げ、「新たな保存・活用拠点の設置検討」に取り組むこととしており、史跡の展示施設の性格を併せ持つものとして地域博物館等の設置を検討することとしている。

また、同計画では、市の代表的な文化財として下野谷遺跡をとりあげ、「下野谷遺跡の保存・活用」を施策の柱のひとつとして位置づけており、主な取組として、史跡の調査・研究、保存・管理、活用の推進、史跡整備・展示施設の設置の検討を掲げている。

下野谷遺跡の価値や魅力を伝えるとともに、理解を深めていくためには、史跡地内の面的な整備だけでなく、縄文時代や下野谷遺跡の解説や出土した遺物を展示・ガイダンス機能が史跡に

近接して存在することで、相乗的な効果が期待でき、地域資源としての魅力も増大する。

特に、下野谷遺跡の価値は、遺跡を単独で活用するよりも、他の遺跡や他の文化財、市民団体などの遺跡を支える人々等とつながることによってより高まるものであり、様々な結びつきの結節点になる組織や場所が必要である。

そのため、展示・ガイダンス機能だけではなく、文化財を活用した学習機会の提供や文化財ボランティア等の人材育成の拠点とするなど、遺跡を核としたコミュニティ形成の機能についても検討していく必要がある。

また、現在収蔵場所が分散している出土品の一括管理や、遺物の調査・研究を行うための機能についても整理する必要がある。さらに、調査・研究の成果などの情報を発信するステーションとしての機能についても検討が必要である。

併せて、他の博物館との連携・協力による資料の貸借などを可能とするには、博物館法に基づく博物館施設とする必要がある。今後、下野谷遺跡や縄文文化の展示解説をメインテーマとしながらも、以下に示すような複数の役割や機能を持つ西東京市文化財保存・活用計画に掲げた地域博物館の設置に向けて調整を進める必要がある。

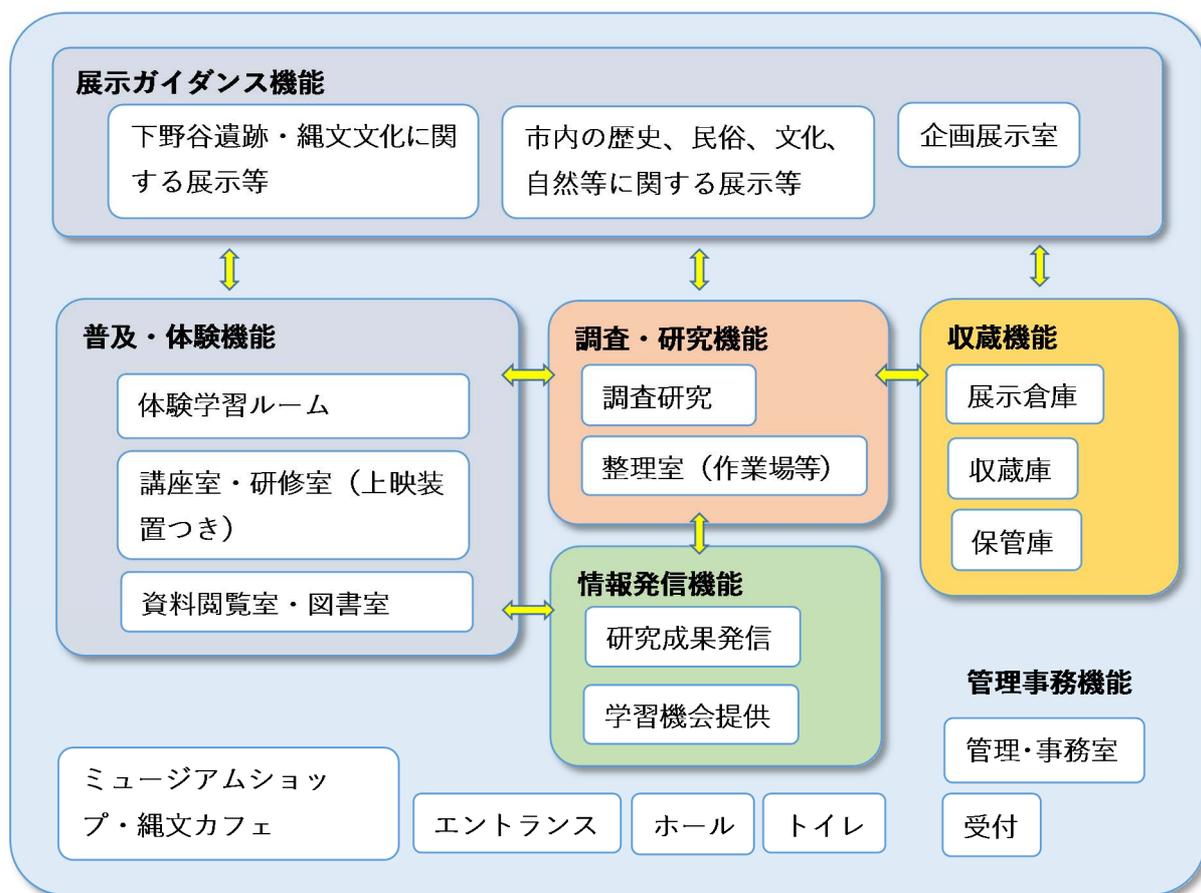


図 38 必要な機能（例）

(4) 史跡の周辺環境の整備

史跡周辺の環境整備として、周辺の歩道等道路環境の改善や交通安全対策など、関係機関と調整し、訪れやすい環境を目指す必要がある。

また、学校の社会科見学等大型バスなどを利用した史跡への来訪に当たり、現状では、周辺道路の幅員から史跡に直接アプローチできず、また周辺に駐車設備がないため、駐車スペース等を検討する必要がある。

なお、史跡に隣接して計画されている西東京都市計画道路3・4・17号線（東伏見線）によって、史跡へのアクセスの向上が想定され、史跡の景観などに配慮した検討が望まれる。

また、最寄り駅である東伏見駅からのアクセスとして、駅から史跡へ導線を示す案内表示や、駅前での史跡を紹介する看板やモニュメントのほか、史跡の本質的価値を補完する東集落との関係及び遺跡全体の広さを示すため、史跡外にも看板を設置し、東西集落及び下野谷遺跡全体の大きさを歩いて感じることができるよう誘導することが望ましい。

また、縄文時代の景観復元のため、東京都や練馬区と連携し、石神井川の崖線の緑の保全や植生の整備、練馬区立武蔵関公園、都立東伏見公園の活用を検討する。

(5) ネットワークの整備

国史跡は国民共通の宝であり、一行政内にとどまらない価値の活用が望まれる。また、縄文時代の広範なネットワークを示す拠点集落であることが史跡下野谷遺跡の本質的価値でのひとつであり、他の縄文遺跡、それらを有する自治体、研究機関等との連携は重要である。

特に下野谷遺跡は都市部にあり、縄文時代の風景をそのまま復元整備することは検討を要する点が多く、困難である。その際に、縄文時代と近い景観に恵まれた遺跡と連携することで、足りないイメージを補う。また、研究機関と連携し最新の調査・研究を進めたり、市民団体と連携して史跡の管理や活用を行ったりするなど、ハード面の整備にとどまらず、ソフト面でのネットワークの整備も推進していく。

4 年次事業計画

整備は史跡地、公有地の拡大などに合わせ段階的に進める。その中で史跡周辺の整備や地域博物館等の設置についても検討する。年次事業計画の詳細に関しては第10章に述べる。

(1) 短期計画（平成30年度～32年度）

公有地化の進んでいる史跡指定地の一体的な整備を進める。
関係者の理解を得ながら、追加指定及び公有地化を推進する。

(2) 中期計画（平成33年度～35年度）

地域博物館等の設置に関する検討を行う。
史跡の追加指定及び公有地化を推進し、段階的な整備を行う。

(3) 長期計画（平成36年度～）

地域博物館等の設置に関する検討結果の取組を行う。
史跡の追加指定及び公有地化を推進し、段階的な整備を行う。